

(別表1)

## 事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標			
<b>I 現状</b>			
<b>(1) 地域の災害リスク</b>			
① 地震：地域防災計画、地震ハザードマップ、白水大池地震時決壊ハザードマップ 当市北東部は、警固断層南東部が横断する活断層となっており、30年以内にマグニチュード7.2程度の地震が発生する確率は0.3%～6.0%と高い状況となっている。その際には断層近傍の地表面で2m程度の左横ずれが生じる可能性がある。 白水大池について、福岡県の調査によると堤体は安全との診断が出ているが、最悪の事態を想定して白水大池地震時決壊ハザードマップが作成されている。マグニチュード7～8以上の地震動を白水大池が受けて決壊した場合(地震直後に白水大池の満水位が全量流出する最も危険なケースを想定)では、白水大池から北部に向かって徐々に浸水が広がり、60分後には当市最北部に達することが想定されている。			
② 浸水：地域防災計画、浸水ハザードマップ 当会が立地する市中心地域においては地下貯水槽の整備が行われ、浸水被害の想定は少ないものの、市内各所には注意が必要な区域が点在している。商店街がある須玖地区や桜ヶ丘地区においては特に注意が必要な区域であると想定されている。			
③ 風水害：地域防災計画 台風の福岡県を含む九州北部への接近、上陸は年平均3.2個である。台風の進路方向に向かって右側は左側に比べて風が強いため、福岡県が台風の進路の右側に当たる場合は特に注意を要する。 福岡県における大雨の気象要因は、梅雨前線によるものがほとんどであり、下記のようなときに大雨が降る場合が多い。 ア 梅雨前線が対馬海峡または九州北部付近にあって、梅雨前線上を次々に低気圧が通過するとき。 イ 梅雨前線が九州付近で南北にゆっくり移動を繰り返すとき、特に福岡県を南下するとき。 ウ 福岡県付近に前線が停滞し、九州の南海上に台風や熱帯低気圧があるとき。 大雨による土砂災害の危険についても注意が必要である。 本市では、土砂災害警戒区域16ヶ所、うち特別警戒区域12ヶ所が指定されている。これに指定されている天神山小水城跡では、平成30年7月豪雨により崩落等の事例もあった。			
<b>(2) 商工業者の状況</b>			
・商工業者数 3,318人 ・小規模事業者数 2,345人			
<b>【内訳】</b>			
業種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
建設業	477	422	小規模事業者が約9割を占めている。一人親方や従業員数名の小企業が大半であり、自宅兼事務所として住宅街に立地していることが多い。
製造業	90	75	印刷業を中心に、規模の小さな食品・繊維・機械器具製造業者が多い。小規模事業者が約8割を占めており、市内に広く分散している。

卸売業	234	156	建築資材や食品を中心に規模の小さな事業者が多く、市内に広く分散している。
小売業	652	423	県道 31 号線や春日横断通り等の大通り、西鉄春日原駅周辺に多く立地している。ただ、小規模な店舗は住宅街にも広く分散している。
飲食・宿泊業	414	278	県道 31 号線や春日横断通り等の大通り、西鉄春日原駅周辺に多く立地している。ただ、小規模な店舗は住宅街にも広く分散している。
サービス業	1,188	829	理美容室、エステ、整骨院等が多く、住宅街を含め市内に広く分散している。
その他	263	162	不動産賃貸業・仲介業等が多く、市内に広く分散している。

### (3) これまでの取組

#### 1) 当市の取組

春日市地域防災計画（災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画）を策定。人命を守り、財産を保護し、社会生活を維持することを災害対策の目標とし、この目的を達成するための、「防災都市づくり」の推進に向けて次の目標を定めている。

- ・災害に強い防災体制の確立

- ア 配備体制及び災害対策本部の機能強化
- イ 関係機関の連携強化及び広域応援体制の拡充
- ウ 救助救急体制、応急医療体制、被災者救援体制等の整備
- エ 情報通信機能の強化及び収集伝達管理体制の整備
- オ 飲料水、食料、生活必需品等の確保
- カ 災害時要配慮者（高齢者、障がい者、外国人等）に対する支援強化
- キ 自主防災組織、災害ボランティア、事業所等の地域組織との連携

- ・市民の防災行動力の向上

- ア 防災意識の高揚
- イ 自主防災組織の育成
- ・災害に強い都市構造の形成
- ア 防災まちづくりの推進
- イ 都市基盤施設対策の推進
- ウ 防災対策施設等の整備

#### 2) 当会の取組

- ・中小企業事業継続計画策定セミナーの開催
- ・事業者 B C P に関する国の施策の周知

## II 課題

現状では、緊急時の取組について当会・当市がそれぞれ単独で検討している状況であり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。

平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

被災後に生活や事業再建する上で不可欠な保険・共済への加入に対する助言を行える当会・当市職員が不足している。

自然災害が多発する状況にありながら、等身大の問題として認識できておらず、これらの課題が浮き彫りになっている。

## III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し、春日市で発生する蓋然性の高い『災害リスク』をシミュレートし、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

## ※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間
(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）
(2) 事業継続力強化支援事業の内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。</li> </ul>
<b>&lt;1. 事前の対策&gt;</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハザードマップや過去の自然災害による被災状況を精査し、本計画として取りまとめることで、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。</li> </ul>
<b>1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・巡回・窓口経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。</li> <li>・会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。</li> <li>・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。</li> <li>・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。</li> </ul>
<b>2) 商工会自身の事業継続計画の作成</b>
現在、未作成であり令和2年度末までに作成。
<b>3) 関係団体等との連携</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・福岡県商工会連合会やあいおいニッセイ同和損害保険株式会社福岡支店、福岡県火災共済協同組合、東京海上日動火災保険株式会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした①災害リスクの周知、②BCP策定支援、③普及啓発セミナー開催、④損害保険・共済の紹介を実施する。</li> </ul>
<b>4) フォローアップ</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認</li> <li>・当会・当市の実務担当者が隨時連絡調整を行い、支援状況の共有化に努める。</li> <li>・毎年開催している小規模事業者活性化協議会（構成員：当会、当市）において、状況確認や改善点等について協議する。</li> </ul>
<b>5) 当該計画に係る訓練の実施</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・『地域の災害リスク』を踏まえ、自然災害が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。</li> </ul>
<b>&lt;2. 発災後の対策&gt;</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。</li> </ul>
<b>1) 応急対策の実施可否の確認</b>
発災後3時間以内に職員の安否報告を行う。 (SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や

道路状況等) 等を当会と当市で共有する。)

## 2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。  
職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に勤務する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報共有する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li></ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"><li>・目立った被害の情報がない。</li></ul>

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

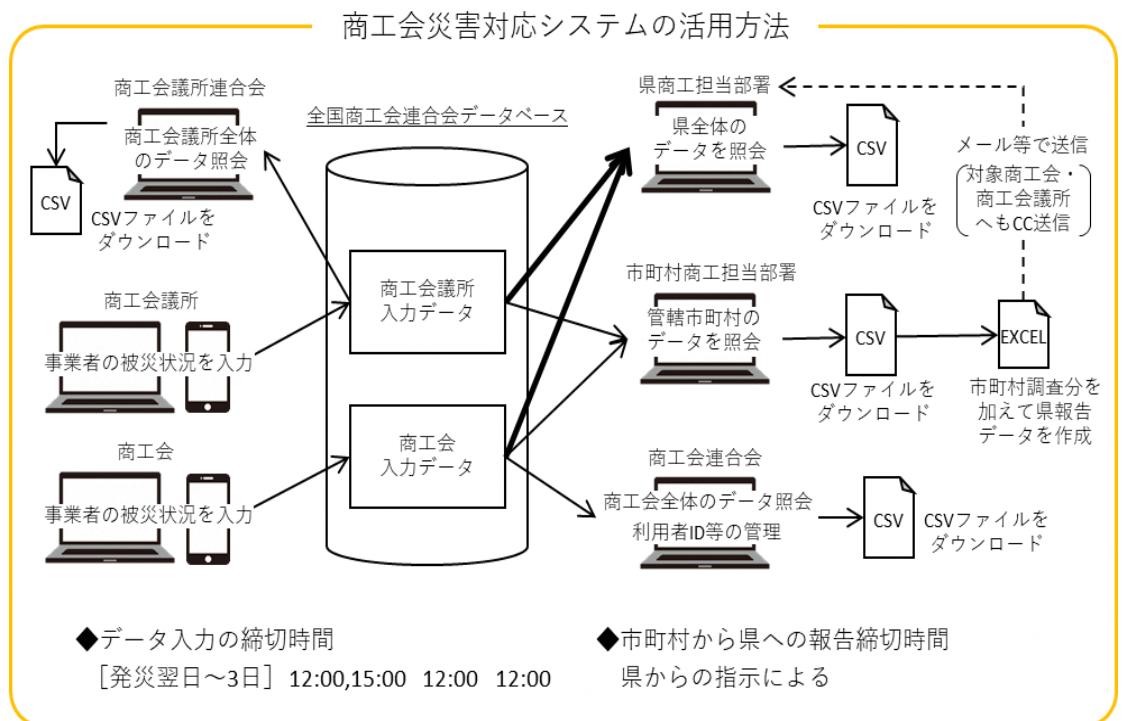
- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に複数回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

## <3. 発災時における連絡体制>

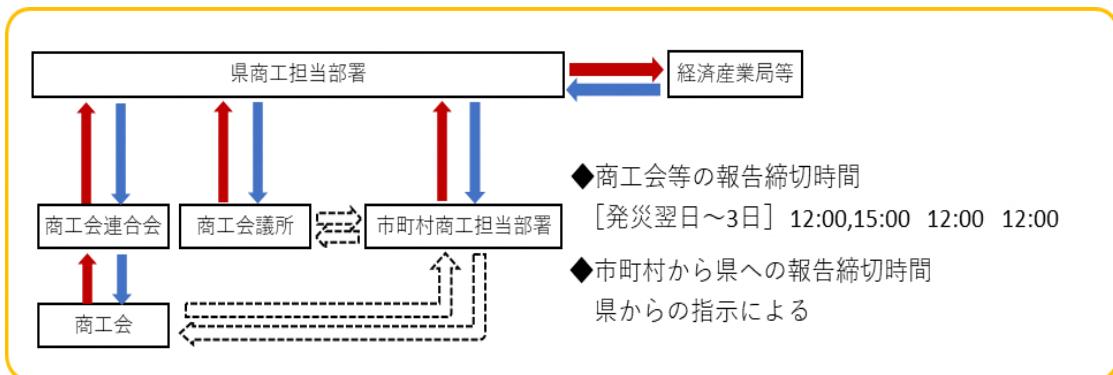
- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動内容について決める。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した情報を、下記の県が指定する方法にて当会又は当市より県の商工担当部署へ報告する。
- ・当会は原則、商工会災害対応システムに被害状況を入力することで、当市の商工担当部署へ情報共有し、県の商工担当部署へ報告する。
- ・商工会災害対応システムが利用できない場合は、メールまたはFAX等により情報共有又は報告を行う。
- ・報告時間について、当会は原則、発災翌日の12:00と15:00、2日目の12:00、3日目の12:00とし、発災時、県から指示があった場合は、その指示によるものとする。当市は県からの指示により報告する。

## ①システム利用可能時



## ②システム不具合発生時

- 下図の流れで情報共有又は報告を行う。



- また、当会は被害状況を9. 様式集に規定する様式Iに記載し、県の商工担当部署へ報告する。

<p>様式 I</p> <p>福岡県中小企業振興課経営支援係 ○○・○○宛て【電子メールにて送付：（メールアドレス keieishien@pref.fukuoka.lg.jp）】</p>	<p>令和〇年〇月〇日の大雨による商工被害状況</p>	<p>提出日：令和〇年〇月〇日</p>																																												
		<p>団体名： 記入担当者：</p>																																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">被害箇所</th> <th colspan="2">被害状況</th> <th rowspan="2">区分 (新規/修正/修正無)</th> </tr> <tr> <th>所在地</th> <th>商店街の場合は 商店街名</th> <th>事業所名</th> <th>業種</th> <th>被害額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○○郡○○町〇丁目-〇</td> <td>—</td> <td>㈱〇〇製材所</td> <td>製造業</td> <td>約 1 〇 万円</td> <td>被害内容（建物、商品、原材料、機械の被害など、分かる範囲でできるだけ詳しく記載してください） 工場内が浸水。旋盤機 2 台が利用できない状況。</td> </tr> <tr> <td>△△市△△町△△番地</td> <td>△△商店街</td> <td>△△酒店</td> <td>酒販売業</td> <td>約 1 4 〇 万円</td> <td>店舗前の電柱が店舗に向けて倒れ、店舗半壊。在庫商品の約 7 割が被害。</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						被害箇所			被害状況		区分 (新規/修正/修正無)	所在地	商店街の場合は 商店街名	事業所名	業種	被害額	○○郡○○町〇丁目-〇	—	㈱〇〇製材所	製造業	約 1 〇 万円	被害内容（建物、商品、原材料、機械の被害など、分かる範囲でできるだけ詳しく記載してください） 工場内が浸水。旋盤機 2 台が利用できない状況。	△△市△△町△△番地	△△商店街	△△酒店	酒販売業	約 1 4 〇 万円	店舗前の電柱が店舗に向けて倒れ、店舗半壊。在庫商品の約 7 割が被害。	1						2						3					
被害箇所			被害状況		区分 (新規/修正/修正無)																																									
所在地	商店街の場合は 商店街名	事業所名	業種	被害額																																										
○○郡○○町〇丁目-〇	—	㈱〇〇製材所	製造業	約 1 〇 万円	被害内容（建物、商品、原材料、機械の被害など、分かる範囲でできるだけ詳しく記載してください） 工場内が浸水。旋盤機 2 台が利用できない状況。																																									
△△市△△町△△番地	△△商店街	△△酒店	酒販売業	約 1 4 〇 万円	店舗前の電柱が店舗に向けて倒れ、店舗半壊。在庫商品の約 7 割が被害。																																									
1																																														
2																																														
3																																														
<p>※初回までに御報告頂いた箇所は削除せずに、新規情報を追記していくください。 ※用紙が足りない場合はコピーしてご利用ください。 ※既に御報告を頂いている被害箇所につきましても、その後の調査で被害状況等の修正や追加が判明した場合は、併せて御報告お願いします。</p>																																														

**< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >**

- ・相談窓口の開設方法について、春日市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

**< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >**

- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

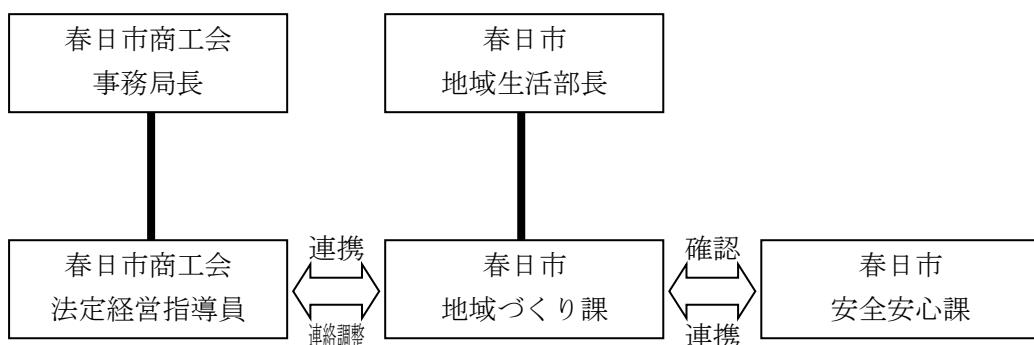
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和元年12月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 坂道麗子・大西亘（連絡先は後述（3）①参照）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

・本計画の具体的な取組の企画や実行

・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

春日市商工会 総務課

〒816-0825 福岡県春日市伯玄町2-24

TEL：092-581-1407 / FAX：092-575-0702

E-mail：kasuga@shokokai.ne.jp

②関係市町村

春日市役所 地域づくり課

〒816-8501 福岡県春日市原町3-1-5

TEL：092-584-1111 / FAX：092-584-1153

E-mail：tiiki@city.kasuga.fukuoka.jp

※ その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	850	850	850	850	850
・専門家派遣費	250	250	250	250	250
・協議会運営費	0	0	0	0	0
・セミナー開催費	100	100	100	100	100
・パンフ、チラシ作製費	500	500	500	500	500

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、春日市補助金、福岡県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 福岡支店 支店長 横山 和弘 所在地 〒812-0018 福岡市博多区住吉2-9-2 電話番号 092-282-6534
福岡県火災共済協同組合 理事長 城戸 津紀雄 所在地 〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町9-15 福岡県中小企業振興センタービル8F 電話番号 092-622-8071
東京海上日動火災保険株式会社 福岡中央支店 支店長 諸橋 直人 所在地 〒812-8705 福岡市博多区綱場町3-3 福岡東京海上日動ビル3F 電話番号 092-281-8344
連携して実施する事業の内容
①災害リスクの周知 ハザードマップ web アプリ等視覚的にイメージしやすい媒体を用いた災害リスク周知と自社の立地環境を踏まえたリスク診断を実施する。 ②B C P策定支援 連携事業者が提供するB C P計画ひな型を活用し、B C P計画書策定支援を実施する。 ③普及啓発セミナー B C P作成方法やリスクファイナンスの考え方等、罹災時の事業継続に必要な知識・ノウハウを普及啓発するため、セミナーを開催する。 ④損害保険・共済の紹介 巡回時に同行いただき、リスク診断に基づいた損害保険・共済制度の案内や見直しをサポートする。

連携して事業を実施する者の役割			
	あいおいニッセイ 同和損害保険株式会社	福岡県火災共済 協同組合	東京海上日動火災保険 株式会社
①災害リスクの周知	○	○	
②BCP策定支援	○		○
③普及啓発セミナー	○		○
④損保・共済紹介	○	○	○
連携することによる効果	同社が持つWebアプリやBCP計画のひな型の活用、同社社員の巡回同行・セミナー講師派遣により、専門的かつ効果的な情報提供が可能となる。	個別事業者のリスク診断を行う際、同組合職員の巡回同行により、専門的かつ効果的な診断が可能となる。	同社が持つBCP計画のひな型の活用や同社社員の巡回同行・セミナー講師派遣により、専門的かつ効果的な情報提供が可能となる。

連携体制図等			
①災害リスクの周知			
福岡県火災共済協同組合	リスク診断	小規模事業者	
	災害リスク 周知・説明	経営指導員等	
あいおいニッセイ同和損害保険	アプリ提供 保険見直しサポート		

②BCP策定支援			
③普及啓発セミナー			
東京海上日動火災保険	BCP計画 ひな型 提供	小規模事業者	
	BCP 策定支援	経営指導員等	
あいおいニッセイ同和損害保険	BCP計画ひな型 提供		
東京海上日動火災保険	講師 派遣	小規模事業者	
	セミナー 案内・開催	経営指導員等	
あいおいニッセイ同和損害保険	講師 派遣		

④損害保険・共済の紹介

